（旧農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第二百六条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条第二項中「六十日以内にしなければならない」を「三月を経過したときは、することができない」に改め、同条第五項中「を受けた日」を「がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）」に改め、同条に次の一項を加える。

7　審査会は、行政不服審査法第九条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。

（入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の一部改正）

第二百七条　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）中処分についての異議申立て」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）中審査請求」に、「第四十五条、同法第四十七条第三項並びに同法第四十八条において準用する同法第十四条第一項ただし書、第二項及び第三項、同法第三十七条並びに同法第四十条第六項」を「第十五条、第十八条第一項及び第二項、第四十三条、第四十五条第三項並びに第四十六条」に改め、同条第五項中「第四十七条第一項」を「第四十五条第一項」に、「決定」を「裁決」に、「同法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十条第三項中「却下」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十一条第一項中「すべて」を「全て」に、「第四十七条第一項」を「第四十五条第一項」に、「決定」を「裁決」に、「とのつた」を「調つた」に、「とのい」を「調い」に改め、同条第四項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

第二百八条　農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第六項中「を受理したとき」を「がされたとき」に、「を受理した日」を「がされた日（次項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）」に改め、同条第七項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）中異議申立て」を「行政不服審査法中再調査の請求」に、「第十四条第一項本文及び第四十五条」を「第十八条第一項本文、第四十三条及び第五十四条第一項本文」に改め、同条第九項中「又は第六項」を「若しくは第六項」に、「又は裁決」を「若しくは裁決又はこれらの不作為」に、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てに」を「審査請求に」に改める。

（種苗法の一部改正）

第二百九条　種苗法（平成十年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に基づく異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第五十一条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項を次のように改める。

品種登録についての審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条の規定は、適用しない。

第五十一条第二項中「行政不服審査法に基づく異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項中「農林水産大臣」を「行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正）

第二百十条　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条第二項中「六十日以内にしなければならない」を「三月を経過したときは、することができない」に改め、同条に次の一項を加える。

6　審査会は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。

（旧独立行政法人緑資源機構法の一部改正）

第二百十一条　独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）附則第七条第三項及び第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第六項及び第十八条第二項中「、第十条第五項並びに第八十七条第十項」を「並びに第十条第五項」に改める。

第十九条第四項中「、第四十八条第四項」を「並びに第四十八条第四項」に改め、「並びに第八十七条第十項」を削り、「第十一条第一項第七号イ又は」を「同号イ又は」に改める。

第二十一条第三項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第四項中「異議申立て」を「審査請求」に、「行政不服審査法第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改め、「以内」を削り、同条第五項中「異議申立てがあった」を「審査請求がされた」に、「決定」を「裁決」に改める。

第十一章　経済産業省関係

（鉱山保安法の一部改正）

第二百十二条　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（工業標準化法の一部改正）

第二百十三条　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の五中「又は」の下に「その」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

（外国為替及び外国貿易法の一部改正）

第二百十四条　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第七章の二の章名を次のように改める。

第七章の二　審査請求

第五十六条の見出しを削り、同条第一項中「主務大臣は、」を削り、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「異議申立て又は」を削り、「を受理したときは、異議申立人又は」を「に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、」に改め、「上、」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、「行わなければ」を「した後にしなければ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「異議申立人又は」を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。